

平成22年6月29日

各市町村介護保険主管課長 殿

神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部
介護保険課長

訪問介護における「通院・外出介助」の取扱いについて

日ごろより適正な介護保険制度の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険における訪問介護サービスは、原則として居宅において提供されるものであり、これまで本県では「通院・外出介助」について、居宅を始点・終点として複数の目的地がある場合は、基本的には目的地間の算定はできないとの立場に立った指導を行ってまいりました。

この度、厚生労働省へ解釈の再確認を行ったところ、例えば「居宅→病院→病院→居宅」のように、「目的地が複数ある場合でも、その必要性、合理的理由があり、目的地間も含めて居宅を介した一連のサービス行為として保険者が判断しうる場合については、通院・外出介助として取り扱うことについて差し支えない。」との見解が示されました。

については、今後、訪問介護における「通院・外出介助」は、上記解釈に沿った取扱いとし、個々の事例については各保険者の判断により適宜対応されるようお願いいたします。

なお、上記解釈においては、複数の目的地がいずれも通院・外出介助の目的地として適切であり、かつ居宅を起点・終点としていることが前提であり、従来どおり「病院→病院」の部分のみを単独で請求することはできません。

また、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合（100単位）については、従来の取扱いに変更はなく、居宅でのサービス提供を含む往路、復路それぞれが独立したサービス提供として介護報酬の算定が行われるため、目的地間（「病院→病院」等）については介護報酬の算定外となります。

上記取扱いの適用時期については、保険者により運用の変更が必要な場合には、各保険者の判断により適宜対応されるようお願いいたします。